別表六(二十二)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の3 第2項若しくは第3項《特定中小企業者等が経営改善設 備を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成31年 改正前の措置法第42条の12の3第3項 《特定中小企業 者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控 除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がない ためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受 けようとする場合にも、この明細書を提出しなければな りませんので、御注意ください。

- (1) 経営改善設備を事業の用に供した事業年度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、 法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受 ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金とし

て積み立てる方法により経理したときに、その積み立て た金額(積立限度超過額を除きます。)を記載します。

- 3 「翌期繰越額25」の各欄の外書には、措置法第42条の 13第1項から第5項まで(法人税の額から控除される特別控除額の特例)(東日本大震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項(法 人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用 を受ける場合に、別表六(六)「7」又は別表六(六)付表 「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、 「計」及び「合計」は、当該金額を含めて計算します。
- 4 「設備の概要」には、その設備が、経営改善設備に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。